高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金 Q&A

【補助事業全体について】

1 補助対象者について

- ○高知県内に施設、事業所を有する[宿泊事業者、観光事業者、体験事業者]のうち、中小企業者等であって、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた事業者とします。 業種により、除外規定がある場合があります。
- ○<u>主たる事業</u>が[宿泊事業、観光事業、体験事業]である必要があります。複数の事業を行っている場合は、**直近の決算書において「売上高」が最も大きい業種**(日本標準産業分類における「大分類」)で判断してください。
- Q1 [宿泊事業]を営んでいることはどのように証明したらよいですか。
- A1 旅館業営業許可の写し(有効期間があるものは有効期間内)を添付してください。
- Q2 最近、[宿泊事業、観光事業、体験事業]を開業しました。補助対象になりますか。
- A2 原油価格・物価高騰等の影響を受けていることが補助要件のため、令和3年12月31 日までに開業している事業者が対象となります。
- Q3 現在は[宿泊事業、観光事業、体験事業]を行っていますが、減収要件を比較する時点では、別の事業を行っていました。補助対象となりますか。
- A3 現在の営業と異なる業種を営業していた期間は、たとえ減収していても比較対象とはなりません。現在の営業を開始した時点から、申請日現在までの期間において売上げ等を比較し、減収要件を満たす必要があります。
- Q4 先日、個人から法人に(法人から個人に)変更し、新たに営業許可証(確認証)を 交付されました。補助対象となりますか。
 - A 4 申請業種と同じ業種を営業していた場合で、減収要件を満たしている場合は、補助 対象となります。申請にあたっては、以下の書類が必要です。

<個人→法人の場合>

- ①個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業時の営業許可証(確認証)の写し又は保健所の証明書
- ③履歷事項全部証明書
- ④法人設立後の売上高の根拠となる書類
- ⑤法人設立後の営業許可証(確認証)

<法人→個人の場合>

- ①法人としての売上高の根拠となる書類
- ②法人時の営業許可証(確認証)の写し又は保健所の証明書
- ③個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ④個人の営業許可証(確認証)
- Q5 地方公共団体が所有する公共施設で営業しています。申請はできますか。
- A 5 地方公共団体が所有する公共施設は、指定管理者に委託している場合も含めて、補助対象になりません。

2 補助対象事業・経費について

- Q6 新規購入は対象になりますか。
- A 6 補助の対象となりません。省エネ要件を満たす設備・機器の更新のみが補助の対象 となります。
- Q7 既に購入(又は契約)をしているものも補助対象になりますか。
- A 7 補助対象となりません。交付決定日以降に発注・契約したものが補助対象となります。
- Q8 中古品やリース資産は補助対象になりますか。
- A8 補助対象となりません。
- Q9 更新前の設備の撤去費や処分にかかる費用は補助対象となりますか。また、故障破損等の保証料も補助対象となりますか。
- A9 補助対象となりません。
- Q10 機械を設置する際の送料や工事費は補助対象となりますか。
- A10 補助対象となります。ただし、設置場所の変更等による新築・増改築等の費用は対象外となります。
- Q11 賃貸物件で改修工事を伴う設備・機器を設置する場合には、どのようにすればよいですか。
- A11 「別紙5 設備・機器設置承諾書」により、家主や不動産会社等、建物の所有者から 改修工事の承諾を得るとともに、「賃貸契約書の写し」、「別紙4 補助対象設備の設 置場所についての契約更新等の確約書」を提出してください。なお、更新を行う設備 が対象となりますので、設備・機器の所有者は更新前・更新後ともに申請者(営業者) である必要があります。

3 補助対象設備・機器について

- Q12 申請可能な設備・機器を具体的に教えてください。
- A12 対象設備・機器の指定は行っていません。
- Q13 消費電力等はどのように確認すればよいですか。
- A13 メーカーが発行するカタログや仕様書で確認するか、メーカー(納入業者)等へ直接、問い合わせてください。

なお、冷蔵庫等については、環境省のホームページ環境省が運営する「省エネ製品 買換ナビゲーション「しんきゅうさん」のホームページでエネルギー消費量比較が できる場合は、ホームページで試算した結果の写しを添付することで、(別紙2) エネルギー消費量比較証明書に代えることができます。

URL: https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/

- Q14 省エネ要件について、事業所全体で10%以上のエネルギー使用量の削減効果が出ればよいですか。
- A14 事業所全体ではなく、更新した機器・設備の合計で10%以上のエネルギー使用量を 削減する必要があります。
- Q15 「エネルギー使用量 10%以上の削減」とは、どのように求めたらよいですか。
- A15 以下の例を参考に算出してください。
- (例:電力削減の場合)

(既存設備エネルギー使用量 (kWh/年) –導入予定設備エネルギー使用量 (kWh/年))÷既存設備エネルギー使用量 (kWh/年) × 100 = 省エネ効果 (%) ← 10% 以上となっていること

- Q16 既存設備の消費電力等が確認できない場合はどうしたらよいですか。
- A16 設備導入前後でのエネルギー量の削減効果が確認できない場合は、補助対象とはなりません。
- Q17 複数の設備・機器を更新する場合でも補助は受けられますか。また、同じ設備・機器を複数台購入しても補助は受けられますか。
- A17 補助額の範囲内であれば(既存設備と更新設備との比較で省エネ効果が認められないものを除く)、複数の設備・機器の更新にかかる申請は可能です。また、同一設備を複数台購入する場合でも申請は可能です。

ただし、複数更新する設備・機器のうち、エネルギー使用量が増加したり、変わらないものがあれば、その分は補助対象外となります。

- Q18 ガス給湯器から電気給湯器に更新する場合、エネルギー使用量の削減率はどのよう にして求めたらよいですか。
- A18 更新する設備・機器の動力源等が変更となることで、エネルギー使用量の証明が困難な場合は、ランニングコスト(円)での比較で10%削減されることの証明をもって、省エネ要件を満たすこととします。メーカー(納入業者)等に「別紙2エネルギー消費量比較証明書」にその旨を証明してもらうようにしてください。
- Q19 過去に補助金を活用して導入した機械装置(既存設備)の更新を予定していますが、 補助対象となりますか。
- A19 本補助金の要件を満たしている場合は補助対象となりますが、既存設備の処分時に 財産処分(収益納付)の対象となる可能性がありますので、当該設備を導入した際の 交付元に事前確認をお願いします。
- Q20 自宅兼施設で営業を行っています。自宅と店舗の共用設備を更新する場合、補助対象となりますか。
- A20 明確に事業用と分離されていない場合は、補助対象となりません。ただし、照明設備 (LED 等)の更新を行う場合は、面積按分等により補助対象額を算出することで対象 となる場合があります。建物全体の図面と按分の計算式を添えて申請してください。 ※ 不正が判明した場合は、全て不採択となります。採択後に不正が判明した場合 も、遡って採択を取り消すことがあります。

4 申請・審査について

- Q21 申請受付期間を教えてください。
- A21 令和5年8月1日(火)から8月31(木)(当日消印有効)までとなっています。 ※予算の範囲内で採択します。<u>期限内であっても、交付決定額の合計が予算額に到達</u> <u>次第、受付を終了します。</u>受付が終了した場合は、県のホームページでお知らせします。

また、高知県省エネ補助金受付事務局(以下、「事務局」という。)にお問い合わせいただいてもご対応します。

※「製造業、卸業、小売業を主として営む事業者対象」(工業振興課所管)と「飲食 サービス業、理美容業、クリーニング業、公衆浴場対象」(薬務衛生課所管)の高 知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金と重複して交付を受けることはでき ません。複数応募が判明した場合は、全て不採択となります。採択後に複数応募が 判明した場合も、遡って採択を取り消します。

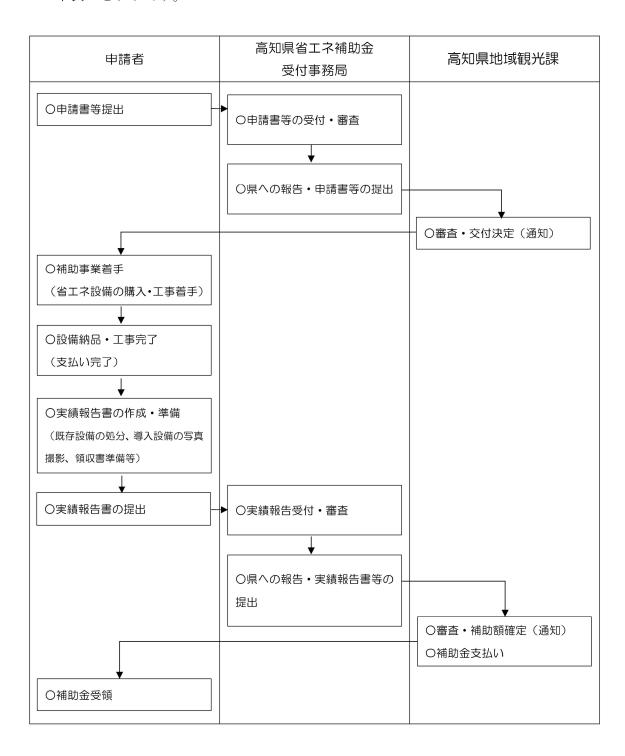
- Q22 申請書類などはどこから入手しますか。
- A22 高知県地域観光課のウェブサイトからダウンロードできます。パソコンからの印刷ができない場合は、事務局にご連絡いただくと郵送します。ただし、書類の到着までに数日かかる場合があります。
- Q23 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。
- A23 「高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金申請書類チェック表(以下「チェック票」という。)」に記載された順に申請書及び添付書類を並べ、チェック済みのチェック表を一番うえに同封の上、郵送(簡易書留又はレターパック等郵便物の追跡ができる方法)してください。

書類送付先:〒781-0082 高知県高知市南川添9番5号(株)ダイセイ 内 高知県省エネ補助金受付事務局 あて

- Q24 事務局へ直接持ち込んで申請することはできますか。
- A24 郵送(簡易書留又はレターパック)以外の提出は受付できません。
- Q25 申請方法 (郵送) は簡易書留でないといけないのですか。
- A25 送付された申請書が届いているかどうかをご確認いただくため、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨しています。 普通郵便などの追跡できない方法でお送りいただいても、受理確認を目的とした問合せにはご対応いたしかねます。

Q26 申請後の流れを教えてください。

A26 下表のとおりです。



- Q27 交付決定は申請の受付順ですか。早く申請した方が有利になりますか。採択審査は どのように実施されるのでしょうか。
- A27 審査後、先着順で交付決定を行います。**書類の到着した日ではなく、全ての書類が そろってからの審査開始となります。**書類に不備があれば、書類の追加・修正等が 終わるまでは審査開始となりません。
 - ※予算の範囲内で交付決定を行います。<u>期限内に申請書類を提出していたとしても、</u> <u>書類の不備等により審査が完了していなければ、他の審査済みの申請が優先されます。また、審査中に交付決定額の合計が予算額に到達した場合には、審査が終わっていないすべての申請が不採択となります。</u>
- Q28 申請後、何日くらいで審査結果がわかりますか。
- A28 申請書一式に不備がなければ、1月程度で通知します。なお、申請者全員に対して、 交付決定(採択)又は不採択の結果を書面で通知します。採択結果の内容についての 問合せには応じられません。
- Q29 申請書はすべて手書きする必要がありますか。
- A29 パソコンで入力した書類、手書きの書類いずれの提出でもかまいません。なお、「別 紙2 エネルギー消費量比較証明書には、必ず設備・機器メーカー(納入業者)等の代 表者印の押印が必要ですのでご注意ください。
- Q30 申請書等日付(様式右肩)はいつの日付を記入すればよいですか。
- A30 申請書を作成した日をご記入ください。
- Q31 「県税の滞納がない旨を証明する納税証明書」はどこで入手できますか。
- A31 最寄りの県税事務所で交付を受けることができます。なお、手数料が必要です。既 に取得済みのものを提出する場合は、3ヶ月以内に取得したのものに限ります。
- Q32 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書は、非課税なので提出しなくてもよいで すか。
- A32 非課税の方でも県税の滞納がない旨を証明する納税証明書を取得できます。提出は 必要です。
- Q33 間違って記入したのですが、訂正印は必要ですか。
- A33 必要ありません。二重線で消して、修正してください。なお、修正ペンや修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。

- Q34 他の補助金との併用はできますか。
- A34 同一の補助対象設備について、国や県、市町村等が実施する他の補助金と重複受給 はできません。また、補助対象設備は異なっても、「製造業、卸業、小売業を主とし て営む事業者対象」(工業振興課所管)と「飲食サービス業、理美容業、クリーニン グ業、公衆浴場対象」(薬務衛生課所管)の高知県省エネルギー設備投資支援事業費 補助金と重複して交付を受けることはできません。複数応募が判明した場合は、全 て不採択となります。採択後に複数応募が判明した場合も、遡って取り消します。
- Q35 申請書類の返却はできますか。
- A35 ご提出いただいた書類は返却できません。
- Q36 補助事業を申請していましたが、途中で中止できますか。
- A36 中止は可能です。「第2号様式 高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書」を提出してください。
- Q37 見積書の様式はありますか。
- A37 指定様式はありません。納入業者が通常使用している見積書をご提出ください。 ただし、税込み又は税抜きの表示や購入する設備・機器の種別・メーカー・型式番号 等は必ず記載していただく必要があります。

また、設備・機器の本体価格のほか、配送や設置工事にかかる費用が別途かかる場合には、それらの記載が必要となります。 なお、値引きがある場合は見積書に記載せず、値引き後の単価、経費を記載してもらってください。

交付決定後、設置費や工事費等の増額に係る変更はできません。

- Q38 カタログや WEB サイト上に価格が記載されているものがあれば、それを見積書に替えて提出することは可能ですか。
- A38 価格、メーカー、型式番号等が記載されていれば、カタログや WEB サイトのコピー を見積書の代わりとすることは可能です。

ただし、<u>期限内に納入が可能か、設置費や工事費などの追加費用や値引き等がない</u>かなどは必ずご確認ください。

<u>実績報告の請求額は交付決定額を上回ることはできません。また、補助下限額を下</u>回ることとなった場合は、補助金をお支払いすることができなくなります。

- Q39 申請時に添付する見積書は1者でよいですか。
- A39 1枚の見積書合計額が30万円以上(税込)の場合は、原則2者以上から導入設備 (同種同等)の見積りをとり、最低価格を提示した者を選定してください。2者以上 から見積りを取ることができない場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書 (任意様式)を添付してください。ただし、選定理由書により申請を行う場合については、特許性等があり、客観的にみて2者以上から見積りを取ることができない場合に限ります。
- Q40 公募開始前の見積書は有効となりますか。
- A40 公募開始前に作成された見積書であっても、納品日が補助対象期間内のものは対象 となります。
- 5 補助事業の実施(交付決定から補助金受領まで)について
- Q41 申請の内容は途中で変更できますか。
- A41 事前に変更申請書を提出し変更承認を得る必要がありますので、必ず事前に事務局までご相談ください。<u>なお交付決定額を増額する変更はできませんので、ご注意く</u>ださい。
- Q42 交付決定後に辞退することはできますか。
- A42 中止・廃止申請書を提出していただき、承認を得ることが必要です。なお、提出いた だいた申請書類等はお返しできません。
- Q43 割賦契約やクレジットカードでの支払の場合も補助対象となりますか。
- A43 経費の支払いは<u>銀行振込</u>で行ってください。現金払いは認められません。割賦契約 の場合は、事業実施期間終了日までに支払を終え、かつ納品が終えている場合は補助対象となります。
 - ※クレジットカード払いについては、認められません。小切手・手形による支払、 相殺(売掛金等買掛金の相殺等)、仮想通貨・クーポン・得点ポイント・金券・商 品券の利用は認められません。ポイントを支払額に充当させることもできません。
- Q44 実績報告書は、いつまでに提出すればよいですか。
- A44 事業完了後30日以内または令和6年1月31日のいずれか早い日までに提出ください。期日までに報告がなされない場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。

- Q45 令和6年1月31日までに事業が完了できそうにない場合、延長(事業実施期間の変更)はできますか。
- A45 延長はできませんので、期間内に支払まで完了してください。期日までに事業を完了できないことが明らかとなった場合には、事務局に連絡のうえ、「第2号様式高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書」を提出してください。

令和6年1月31日までに設備・機器の更新・支払が終わっていない場合は補助対象 外となりますので、納期等に余裕を持って申請してください。

- Q46 現地調査を行うことはありますか。
- A46 必要に応じて現地調査を実施します。

6 問合せ窓口(受付事務所)について

- Q47 問合せはいつできますか。
- A47 平日の午前9時から午後5時までにお電話にて問合せください。

電話 088-854-6222 FAX 088-854-6703

kochi-ene@daisei-group.co.jp

- Q48 受付事務所に直接出向いて申請の方法や補助の内容を教えて欲しいのですが。
- A48 対面での対応はしておりません。電話、メールにて対応します。メールでのお問い合わせには、順次対応してまいりますが、数日かかる場合がありますので、ご了承ください。また、メールの場合は、申請者名及び担当者氏名、連絡先電話番号、業種及び申請する営業所在地等をお知らせください。

7 その他

- Q49 更新する設備・機器はどのように処分したらよいですか。
- A49 家庭用冷蔵庫・洗濯機を処分する場合は、家電リサイクル法の対象となっているため、関係法令に従って、手続きをお願いします。
 - ・その他の設備・機器についても、産業廃棄物として処分するか、納入業者等に引取 を依頼する等、適切に処分してください.
 - ・なお、納入業者へ既存設備・機器を引渡すこと等により購入価格が減額される場合は、補助対象金額からその金額を差し引きます。<u>その結果、補助の下限額を下</u> 回った場合は、補助金をお支払いすることはできません。 申請時点で、納入業者等に必ずご確認ください。

- Q50 要綱第11条の耐用年数とは何ですか。どれ位の期間ですか。
- A50 処分制限期間(法定耐用年数)は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年 大蔵省令第15号)」に定める年数の期間をいいます。

URL:https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015